

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本 AI 導入支援協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、中小企業及び個人事業主に対する AI 技術の導入支援並びに普及啓発活動を行い、業務効率化及び生産性向上に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 生成 AI 及び関連技術の導入に関するコンサルティング事業

(2) AI 活用に関するセミナー、研修、講演会等の企画及び運営

(3) AI 技術に関する情報の収集、調査、分析及び提供

(4) デジタルトランスフォーメーション (DX) 推進支援事業

(5) 有料職業紹介事業及び人材採用支援に関する業務

(6) 人材育成、研修、教育及びキャリア支援に関する業務

(7) 不動産の所有、賃貸、売買、管理及び運用に関する業務

(8) 不動産に関する調査、企画、コンサルティング及び情報提供

(9) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置く。

2 社員及び社員の利害関係人は、法令の定めるところにより、社員名簿の閲覧又は謄写を請求することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員が同意したとき。

(除 名)

第 9 条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 社員を除名しようとするときは、当該社員に対し、社員総会の 1 週間前までに除名の理由を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(退 社)

第 10 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第 3 章 社員総会

(構 成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事の選任又は解任

(3) 理事の報酬等の額

(4) 計算書類等の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議 長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

理 事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第 23 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(計算書類等)

第 25 条 代表理事は、毎事業年度終了後遅滞なく、法令の定める計算書類等を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

2 当法人は、計算書類等を主たる事務所に 5 年間備え置く。

第 6 章 解 散

(解 散)

第 26 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 27 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 28 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

1 住所 東京都渋谷区

設立時社員 藤岡 充輝

2 住所 神奈川県高座郡

設立時社員 伊熊 幸太郎

(設立時役員)

第 29 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 藤岡 充輝

設立時理事 伊熊 幸太郎

設立時代表理事 藤岡 充輝

(最初の事業年度)

第 30 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 31 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本 AI 導入支援協会設立のため、設立時社員 藤岡 充輝 及び 設立時社員 伊熊 幸太郎 は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

設立時社員 藤岡 充輝

住所 東京都渋谷区

氏名 藤岡 充輝 ㊟

設立時社員 伊熊 幸太郎

住所 神奈川県高座郡

氏名 伊熊 幸太郎 ㊟